

Ⅲ ごみ処理事業

1	概 況	37
2	収集・処理体制	37
3	処理業者一覧	38
	(1) 収集運搬委託業者	38
	(2) 収集運搬業許可業者	39
	(3) 処分業許可業者	40
4	ごみの収集・処理量	41
	(1) 平成 29 年度収集量及び処理量	41
	(2) 平成 29 年度収集及び処理内訳	42
	(3) 人口とごみ収集量の推移	43
	(4) 1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量の推移	44
	(5) 焼却・埋立処分量等の推移	44
	(6) 最終処分量の推移	45
5	焼却されるごみの組成分析	45
	(1) 焼却されるごみの物理的組成	45
	(2) 焼却されるごみの 3 成分	46
6	ダイオキシン類対策	46
7	不法投棄防止対策	46
	(1) 夜間定点監視	46
	(2) 夜間監視パトロール	46
	(3) 不法投棄廃棄物処理量及び件数	47
	(4) その他の対策	47
8	放置自動車の処理	47
9	犬・ねこの死体処理	48
10	廃棄物適正化推進員	48
11	事業所ごみ対策事業	48
	(1) 事業用大規模建築物の所有者への調査・指導	49
	(2) 一般事業所への指導	49
	(3) 搬入物検査	50

1 概 況

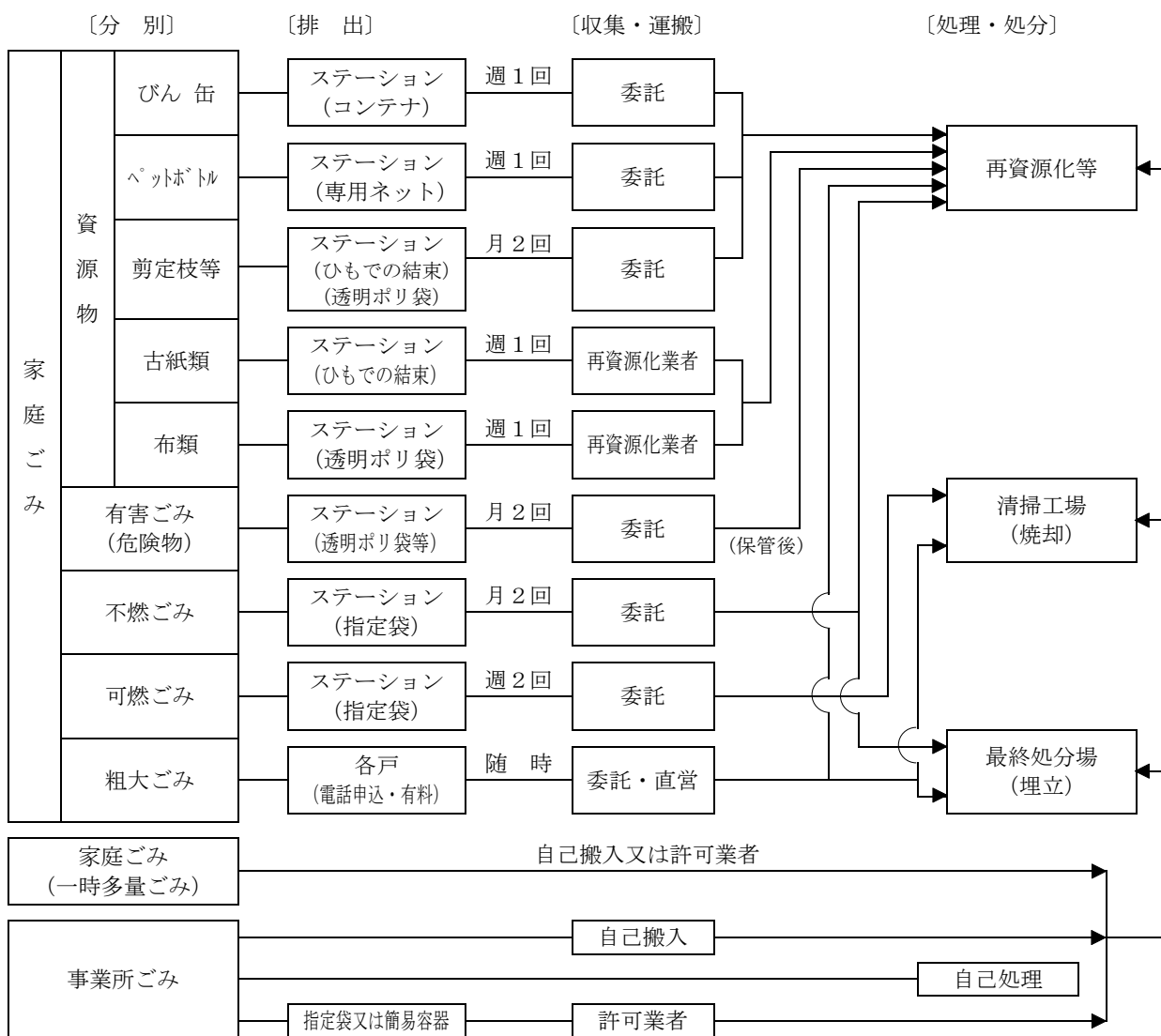
ごみ処理は、収集、運搬、中間処理（破碎・焼却）、最終処分（埋立）と再資源化によって行われる一連のシステムであり、地域住民との合意によって成立し、その協力によって維持される。

本市では、年々増加、多様化するごみを環境衛生上支障のないよう処理するため、収集運搬体制の整備・充実をはじめ清掃工場や最終処分場等各種清掃施設の整備・拡充に努めてきた。

また、平成4年10月より全市一斉に5分別収集を実施し、平成6年11月より事業系指定袋制、平成7年1月には家庭系指定袋制を導入した。そして、平成10年8月には粗大ごみの収集を有料化、事業所ごみを全面有料化し、さらに、平成26年2月より家庭ごみ手数料徴収制度を導入し、排出者である住民・事業者対策として正しいごみ処理の方法及びごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼びかけ、市民・事業者・市が一体となった資源循環型社会の構築を目指している。

2 収集・処理体制

（平成30年4月1日現在）



3 処理業者一覧

(1) 収集運搬委託業者

(平成30年4月1日現在)

	名 称	代 表 者 名	所 在 地	委 託 車 両 台 数						T E L
				可燃	不燃・有害	資源	粗大破砕	粗大可燃	計	
1	千葉市一般廃棄物収集運搬協同組合	丸山佳希	花見川区三角町610番地の1 光クリーンサービス株式会社内	98	17	35			150	204-5380
2	(有) 奥山商店	奥山博史	中央区東千葉2-6-1-1021			2			2	233-4666
3	(有) 金井商店	金井明夫	花見川区幕張町1-956-2			2			2	273-7226
4	(株) アキ商事	近藤喜代美	花見川区横橋町1743-2			11			11	258-2415
5	(有) 山王商会	山浦幸江	花見川区こてはし4-29-7			6			6	423-8053
6	(有) 中野	中野常雄	中央区道場北1-3-4			2			2	421-0778
7	(有) 三浦産業	三浦晃	若葉区若松町2162-5			1			1	235-0983
8	(有) 山下商店	山下記弘	中央区出洲港16-17			2			2	247-1151
9	J F E 環境	(株) 櫻井雅昭	(営) 美浜区打瀬1-1	1					1	276-9681
10	(有) 五運	葉島八重子	中央区仁戸名町720-147			6			6	263-7974
11	佑信鋼業(株)	山本義和	花見川区千種町259-2			2			2	286-0171
12	(有) 巴山商会	巴山永寿	緑区大椎町1251-47			2			2	228-8518
13	市原清掃事業(株)	市原秀一	美浜区浜田2-30				9	2	11	271-2059
14	(株) サン・クリーンサービス	山浦良一	稲毛区山王町289-1				4	1	5	423-3629
計	13 業 者 1 組 合			99台	17台	71台	13台	3台	203台	

(2) 収集運搬業許可業者

(平成30年4月1日現在)

	名 称	代 表 者 名	所 在 地	委 託 車 両 台 数	T E L
1	大 西 総 業 (株)	齊 木 秀 一	若葉区源町566-7	10	253-6299
2	石 井 開 運 (株)	石 井 正	若葉区大草町762-2	11	237-0303
3	市 原 清 掃 事 業 (株)	市 原 秀 一	美浜区浜田2-30	21	271-2059
4	飯 田 環 境 ク リ ー ン (株)	飯 田 俊 夫	若葉区北谷津町300-26	9	228-3258
5	千 葉 興 産 (株)	飯 田 寛 弘	美浜区新港249-7	12	247-1212
6	み ど り 産 業 (株)	津 根 頼 行	(営)緑区高田町2274-43	14	497-6161
7	三 幸 企 業 (株)	大 塚 泰 正	(営)中央区富士見2-3-1	2	222-7069
8	(有) 岡 村 商 事	岡 村 忠 良	若葉区下田町812	5	239-1988
9	(株) ア イ ク リ ー ン	丸 高 清 二	(営)若葉区高品町418	2	235-0062
10	(株) 京 葉 エ ナ ジ ー	岩 崎 剛 士	(営)花見川区大日町1280-5	11	250-8811
11	共 同 リ サ イ ク ル (株)	伊 藤 公 子	(営)中央区宮崎町733-1	4	209-5100
12	大 谷 清 運 (株)	二 木 玲 子	(営)美浜区ひび野2-2	3	297-8826
13	(有) セ イ ワ	近 藤 義 一	緑区あすみが丘1-38-7	4	205-5383
14	(株) 創 英	脊 尾 尚 志	(営)花見川区大日町1324-1	3	257-0074
15	(有) 第 一 清 掃 セ ン タ ー	吉 野 敏 夫	花見川区幕張町2-996-2	3	272-8979
16	(株) 近 藤 商 会	近 藤 朝 雄	花見川区横橋町1743-2	5	257-5279
17	京 葉 産 業 (有)	芳 賀 利 男	花見川区長作町533-1	3	286-4039
18	(有) 飯 田 産 業	飯 田 喜 作	稲毛区宮野木町1171-1	10	257-9191
19	(株) 中 屋 總 業	栗 飯 原 啓 雄	中央区都町1254-9-1001	2	310-7857
20	(株) ダ ス テ イ	藤 原 富 蔵	(営)花見川区横橋町1688	8	257-7877
21	花 園 産 業 (有)	柳 澤 政 男	花見川区畑町539-27	3	272-5253
22	(有) フ ェ ー ス ト 商 事	香 取 覺	花見川区幕張本郷6-24-19	5	272-8918
23	(有) ク リ ー ン 事 業	大 塩 み よ	稲毛区長沼原町279-8	2	286-8688
24	(株) 丸 幸	渡 邊 均	花見川区三角町213-1	9	0474-43-0903
25	(有) 日 の 出 商 会	千 葉 み つ 子	稲毛区山王町146-72	2	424-5819
26	(株) マ ツ イ	松 井 昭 仁	中央区寒川町2-59	2	263-7800
27	(有) い な ば ん	石 橋 美 和 子	美浜区新港150-2	4	242-2937
28	協 和 ク リ ー ン (株)	徳 山 富 美 子	中央区蘇我町2-935-4	7	266-1892
29	(株) サン・クリーンサービス	山 浦 良 一	稲毛区山王町289-1	10	423-3629
30	(株) 五 光 ク リ ー ン	小 川 和 彦	花見川区幕張本郷2-32-22	1	248-3452
31	(有) 市 川 胞 衣 社	大 浦 京 子	(営)美浜区稲毛海岸3-20-409	1	243-5833
32	(有) 東 葛 産 業	高 橋 淳	船橋市夏見台3-4-11	2	0474-38-1120
33	日本ハイウェイ・サービス(株)	舟 久 保 公 雄	(営)稲毛区長沼町131-3	1	258-7901
34	エ ル エ ス 工 業 (株)	和 田 秀 都	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8	6	03-5410-3627
35	(株) 市川環境エンジニアリング	岩 楯 保	(営)美浜区新港249-7	11	244-5333
36	J F E 環 境 (株)	櫻 井 雅 昭	(営)美浜区打瀬1-1	1	276-9681
37	マ テ リ ア ル ラ イ ン (株)	高 城 弘 行	(営)中央区生実町1736-4-201	5	0297-86-6363
計	37 業 者			214台	

※(営)は、市内の営業所所在地

(3) 処分業許可業者

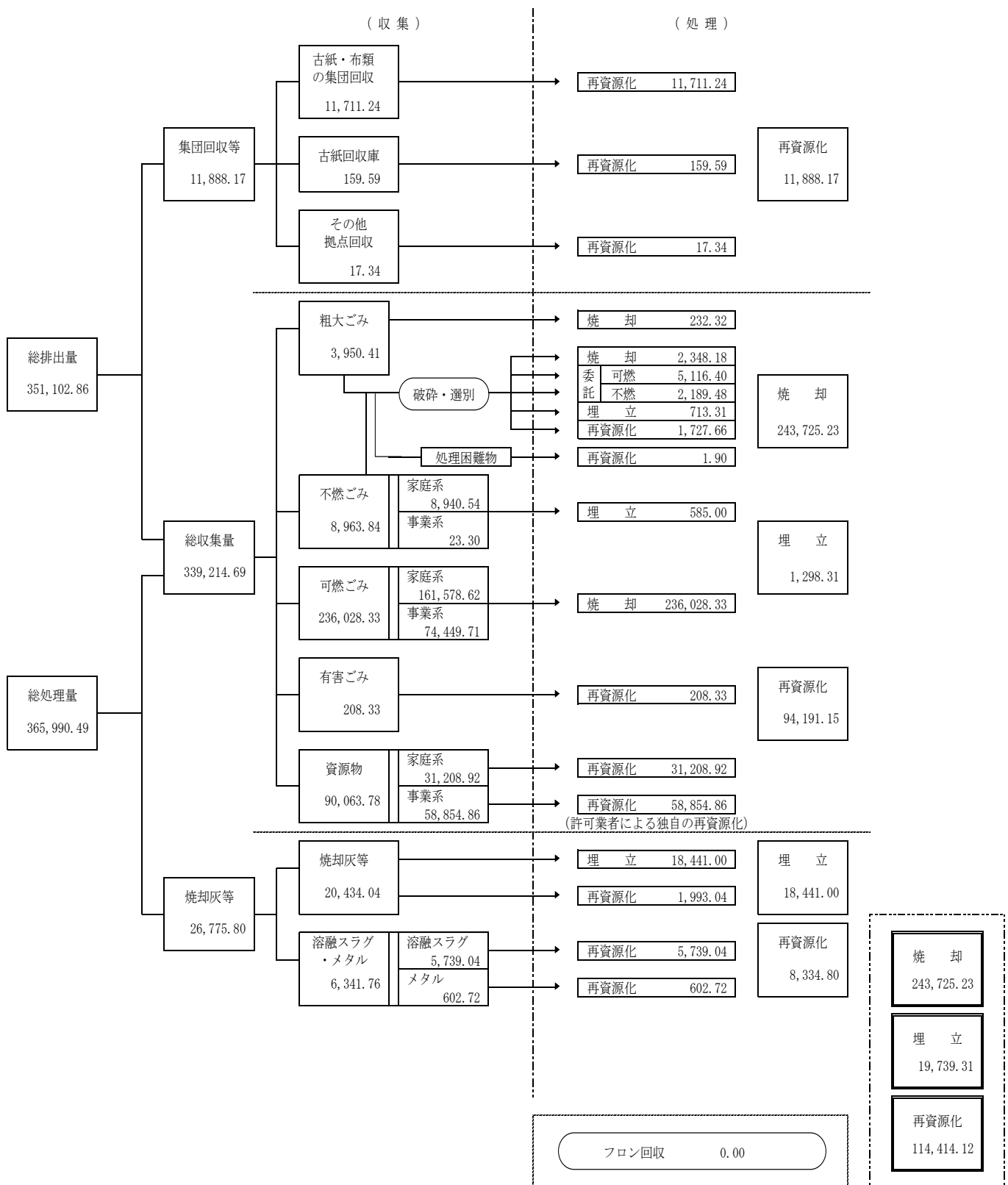
(平成30年4月1日現在)

	名 称	代 表 者 名	処 理 施 設 所 在 地	取 扱 品 目	T E L
1	品 川 開 発 (株)	大 入 康 永	美浜区新港223-9	木くず	204-7201
2	(株) 近 藤 商 会	近 藤 朝 雄	花見川区千種町259-8	パソコン、ピアノ スプリング入りマットレス F R P製品等	257-5279
3	フルハシEPO(株)	山 口 直 彦	中央区浜野町1216-68	木くず	262-0100
4	J F E 環 境 (株)	櫻 井 雅 昭	中央区川崎町10-3	メタン発酵に係るもの 生ごみ及び厨芥類等 焼却に係るもの メタン発酵施設からの残さ 一般廃棄物 (処理量上限 100t/日)	262-4716
5	市原清掃事業(株)	市 原 秀 一	中央区浜野町1025-179	木くず	271-2059
6	(株)グリーンアース	石 井 雅 士	中央区生実町2662-1	樹木・枯葉・草	312-1367
計 6 業 者					

4 ごみの収集・処理量

(1) 平成 29 年度収集量及び処理量

(単位：t)



(単位: t)

ごみ排出量 351,102.86	集団回収等 11,888.17	古紙・布類の集団回収	再資源化業者等	11,711.24
		古紙回収庫	再資源化業者等	159.59
		その他拠点回収	再資源化業者等	17.34
ごみ収集量 339,214.69	家庭系ごみ 205,886.82	直 営 4,031.34	粗大ごみ 627.37	新浜リサイクルセンター (許可搬入分100.99tを含む)
				清掃工場
			可燃ごみ 93.29	清掃工場
			資源物 5.86	新浜リサイクルセンター
			不法投棄ごみ 211.36	新浜リサイクルセンター
				清掃工場
			持込みごみ (無料) 2,204.49	新浜リサイクルセンター
				清掃工場
				最終処分場
			持込みごみ (有料) 888.97	新浜リサイクルセンター
		委 託 201,855.48	粗大ごみ 3,323.04	新浜リサイクルセンター
				清掃工場
			不燃ごみ 7,270.39	新浜リサイクルセンター
			可燃ごみ 159,850.66	清掃工場
			有害ごみ 208.33	再資源化業者等
			資源物 31,203.06	新浜リサイクルセンター
				再資源化業者等
事業系ごみ 133,327.87	許 可 131,661.95	不燃ごみ 10.32	最終処分場	10.32
		可燃ごみ 72,796.77	清掃工場	72,796.77
		資源物 58,854.86	再資源化業者等	58,854.86
	持込みごみ (有料) 1,665.92		清掃工場	1,652.94
			最終処分場	12.98
焼却灰量 20,434.04			最終処分場	18,441.00
			再資源化業者等	1,993.04
溶融スラグ・ メタル生成量 (新港清掃工場) 6,341.76		溶融スラグ	再資源化	5,739.04
		メタル	再資源化	602.72
総ごみ処理量 365,990.49				

項目	数量
総処理量	365,990.49
焼却※	243,725.23
新港清掃工場	109,212.43
北清掃工場	128,032.26
再資源化業者等	6,480.54
埋立	19,739.31
新内陸最終処分場	19,739.31
再資源化	114,414.12
新港清掃工場	6,341.76
新浜リサイクルセンター	14,246.15
再資源化業者等	93,826.21
集団回収等	11,888.17

– 42 –

総収集量内訳

(単位：t)

市 収 集	202,582.00
持ち込み	4,759.38
許可業者	131,661.95
不法投棄	211.36
総 収 集 量	339,214.69

市収集量内訳

(委託)

(単位：t)

粗 大 ご み	3,323.04
不 燃 ご み	7,270.39
可 燃 ご み	159,850.66
有 害 ご み	208.33
資 源 物	31,203.06
計	201,855.48

※資源物は協定による古紙・布類分別収集を含む。

(直営)

(単位：t)

粗 大 ご み	627.37
可 燃 ご み	93.29
資 源 物	5.86
計	726.52

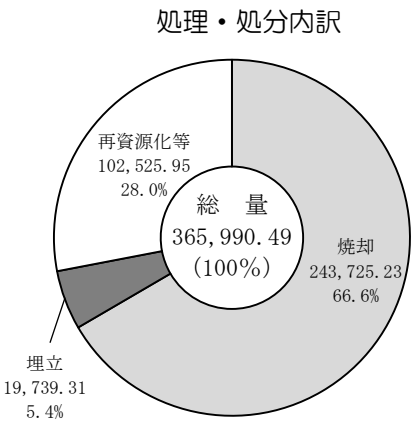
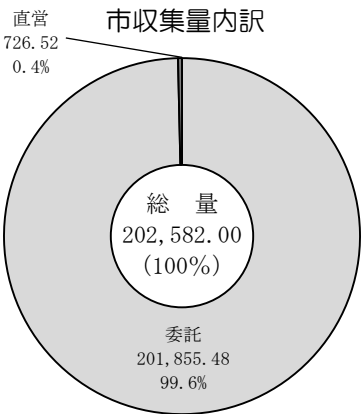
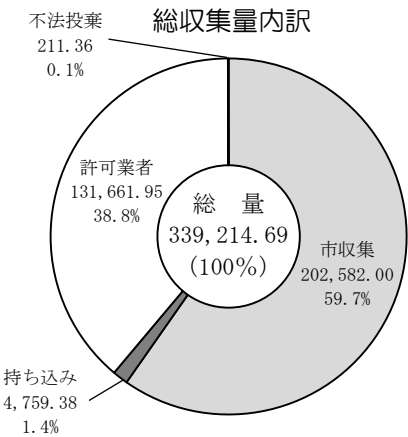
※粗大ごみには許可搬入分100.99tを含む。

総処理量内訳

(単位：t)

243,725.23	焼 却
19,739.31	埋 立
102,525.95	再 資 源 化
365,990.49	総 量

※焼却には委託による焼却を含む。
※再資源化には集団回収等含まず。



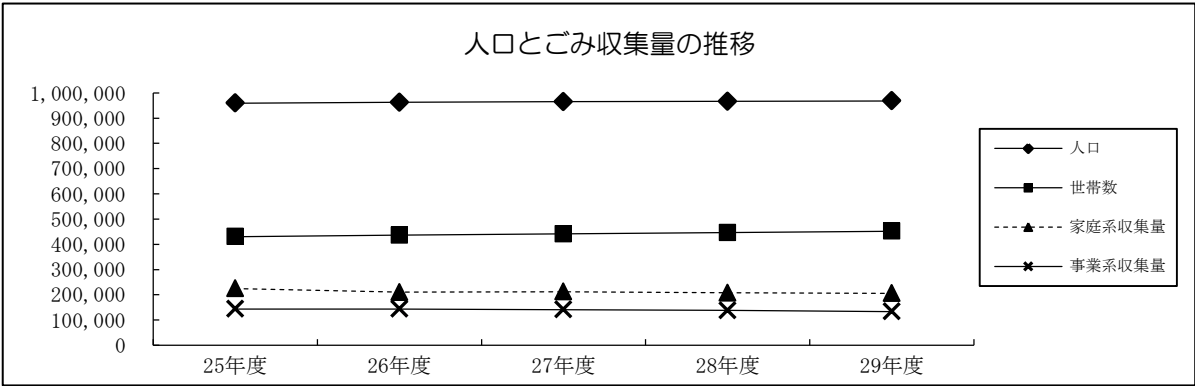
(3) 人口とごみ収集量の推移

(単位：t)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計 画 区 域	人 口	959,487人	962,554人	964,830人	966,154人	967,966人
	世帯数	430,574世帯	435,971世帯	441,265世帯	446,363世帯	452,069世帯
家 庭 系	直 営	6,031.24	4,533.23	3,700.85	3,620.48	4,031.34
	委 託	218,627.46	205,801.44	208,366.31	204,395.37	201,855.48
	計	224,658.70	210,334.67	212,067.16	208,015.85	205,886.82
事業系		143,460.10	143,590.12	141,123.83	137,831.57	133,327.87
総 収 集 量		368,118.80	353,924.79	353,190.99	345,847.42	339,214.69

※1 世帯数と人口は、各年度末の住民基本台帳に記載された数値

※2 「総収集量」は、「総排出量」－「集団回収等回収量」



t 又は人、世帯

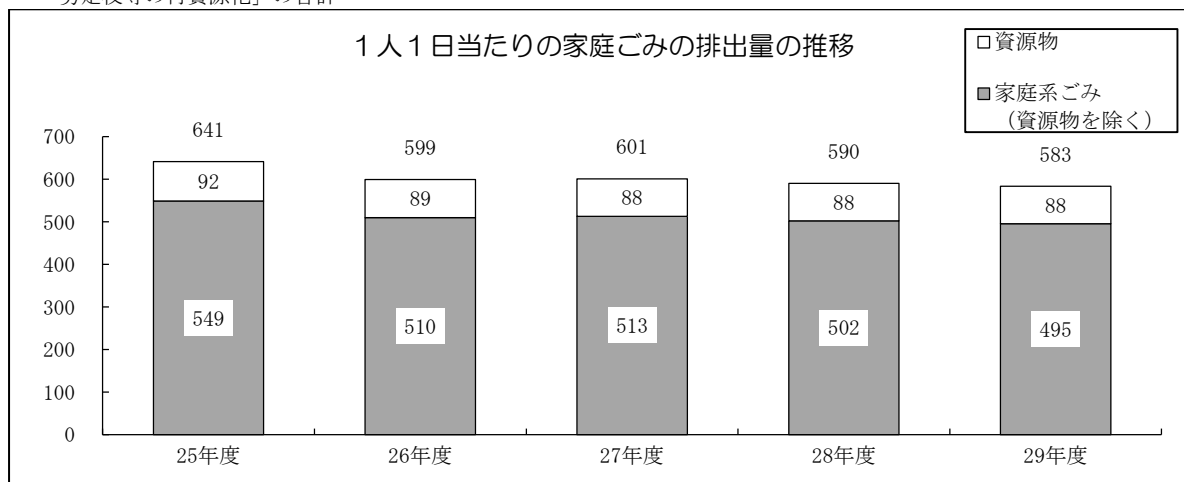
(4) 1人1日当たりの家庭ごみの排出量の推移

年度 項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人 口		959,487 人	962,554 人	964,830 人	966,154 人	967,966 人
家庭系収集量		224,658.70 t	210,334.67 t	212,067.16 t	208,015.85 t	205,886.82 t
	家庭系ごみ (資源物を除く)	192,513.29 t	179,257.14 t	181,241.85 t	177,138.06 t	174,677.90 t
	資 源 物	32,145.41 t	31,077.53 t	30,825.31 t	30,877.79 t	31,208.92 t
1人1日当たりの 家庭ごみの排出量		641 g	599 g	601 g	590 g	583 g
	家庭系ごみ (資源物を除く)	549 g	510 g	513 g	502 g	495 g
	資 源 物	92 g	89 g	88 g	88 g	88 g

※1 「人口」は、各年度末の住民基本台帳人口（外国人含む）

※2 「1人1日当たりの家庭ごみの排出量」は、家庭系ごみ（資源物を除く）収集量」及び「資源物収集量」÷人口÷365日（閏年は366日）×1,000,000で算出

※3 「資源物」は、「びん・缶・ペットボトルの再資源化、古紙・布類の再資源化（ステーション収集）、生ごみの再資源化、剪定枝等の再資源化」の合計



(5) 焼却・埋立処分量等の推移

(単位: t)

年度 項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総 収 集 量		368,118.80	353,924.79	353,190.99	345,847.42	339,214.69
焼 却 灰 等		29,917.04	28,311.87	32,002.33	30,150.52	26,775.80
総 処 理 量		398,035.84	382,236.66	385,193.32	375,997.94	365,990.49
	焼 却	264,950.36	253,182.05	258,118.43	248,820.85	243,725.23
	埋 立	25,485.92	20,972.04	21,450.47	20,561.87	19,739.31
	再 資 源 化 等	107,599.56	108,082.57	105,624.42	106,615.22	102,525.95

※1 24年度については、「焼却灰等」に平川町産業廃棄物2,120.93tを含む

※2 27年度については、「焼却灰等」に市原市廃棄物3,133.28tを含む

※3 28年度については、「焼却灰等」に市原市廃棄物2,465.29tを含む

※4 「総収集量」は、「総排出量」－「集団回収等回収量」

※5 「焼却灰等」は、「焼却灰量（埋立、エコセメント）」＋「熔融スラグ・メタル生成量」

※6 「再資源化等」は、「再資源化（エコセメント、熔融スラグ・メタル生成量を含む）」＋「有害物処理」＋「処理困難物処理」

(6) 最終処分量の推移

(単位：t)

年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
最終処分量	直接埋立	4,418.60	1,574.79	1,248.22	1,321.37	1,298.31
	焼却灰（埋立）	21,067.32	19,397.25	20,202.25	19,240.50	18,441.00
	計	25,485.92	20,972.04	21,450.47	20,561.87	19,739.31
総排出量		384,659.12	369,127.33	367,489.13	358,837.46	351,102.86
最終処分率		6.63%	5.68%	5.84%	5.73%	5.62%
残余埋立容量 （最終覆土分除く）		419,731m ³	396,780m ³	371,919m ³	347,949m ³	319,400m ³

※1 最終処分率＝最終処分量÷総排出量×100

※2 「総排出量」は、「総収集量」＋「集団回収等」

5 焼却されるごみの組成分析

(1) 焼却されるごみの物理的組成

(単位：%)

年度 項目		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
		乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース
	紙類	40.3	37.3	41.4	38.8	42.3	39.2	38.6	34.3	39.5	37.2
	厨芥類	10.8	20.6	12.8	23.5	10.6	20.8	12.3	23.2	11.7	19.5
	草木類	8.4	10.5	7.8	9.1	9.1	11	7.5	9.6	7.2	9.4
	布類	7.9	6.4	5.8	4.4	5.8	4.5	6.9	5.4	8.3	6.5
小計（1）		(67.4)	(74.8)	(67.8)	(75.8)	(67.8)	(75.5)	(65.3)	(72.5)	(66.7)	(72.6)
	プラスチック類	27.7	20.7	27.6	20.1	28.5	20.9	30.2	23	28.3	22.1
	ゴム類	1.1	0.7	0.6	0.4	0.4	0.2	0.5	0.3	1	0.6
小計（2）		(28.8)	(21.4)	(28.2)	(20.5)	(28.9)	(21.1)	(30.7)	(23.3)	(29.3)	(22.7)
	金属類	0.6	0.4	0.7	0.4	0.6	0.3	0.4	0.2	0.6	0.4
	ガラス類	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
	セトモノ・石類	0.3	0.1	0.3	0.2	0.1	0	1.6	2	0.1	0.1
小計（3）		(1.2)	(0.7)	(1.3)	(0.8)	(0.8)	(0.4)	(2.1)	(2.3)	(0.9)	(0.6)
	その他	2.6	3.1	2.7	2.9	2.5	3	1.9	1.9	3.1	4.1
小計（4）		(2.6)	(3.1)	(2.7)	(2.9)	(2.5)	(3.0)	(1.9)	(1.9)	(3.1)	(4.1)
合計		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※1 乾ベース … 一定温度で乾燥させ水分を取り除いたごみについての分類

※2 湿ベース … 排出当時のままのごみについての分類

(2) 焼却されるごみの3成分

(単位：%)

項目 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
全水分	43.9	45.3	45.2	42.7	43.2
可燃分	50.5	49.0	49.5	51.6	51.7
全灰分	5.6	5.7	5.3	5.7	5.1
合計	100	100	100	100	100

6 ダイオキシン類対策

廃棄物焼却施設より排出される排ガス等について、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月15日施行）第28条第1項の規定に基づき排出基準の遵守状況を確認するために、ダイオキシン類の調査を実施した結果、全ての調査項目とも排出基準値以下であった。

(平成29年度)

区 分		新港清掃工場		北清掃工場	
		1回目	2回目	1回目	2回目
排ガス (ng-TEQ/N m ³)	1号炉	0.000015	0.00031	0.000065	0.00000090
	2号炉	0.00018	0.00037	0.000064	0.0000011
	3号炉	0.00065	0.000021	0.0014	0.000010
放流水 (pg-TEQ/l)	—	0.0028	0.00052	0.063	0.019
焼却灰 (ng-TEQ/g)	3炉混合	0.00047	0.064	0.0072	0.00059
飛灰固化物 (ng-TEQ/g)	—	0.019	0.028	0.60	0.31

※1 ng (ナノグラム) : 10億分の1グラム

※2 pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

※3 TEQ (Toxic Equivalents) : 最も毒性の強い2,3,7,8四塩化ダイオキシンを1としてこれに比して国際法により換算した濃度

※4 Nm³ (ノルマル立方メートル) : 気体の0℃, 1気圧における1m³をいう。

7 不法投棄防止対策

(1) 夜間定点監視

夜間における不法投棄や、分別排出ルールが守られていないごみステーションを中心に、委託監視員による適正排出指導や分別・排出の啓発を実施した。(延べ360か所)

(2) 夜間監視パトロール

不法投棄されたごみの撤去作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域において、夜間監視パトロールを実施し、不法投棄防止対策の強化を図っている。

(3) 不法投棄廃棄物処理量及び件数

(単位：t)

年 度 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処 理 量	455.50	341.90	321.64	250.23	249.85
処 理 件 数	2,898件	2,721件	2,422件	2,680件	2,399件

※平成29年度の処理件数は、通報受付件数及びパトロールで発見した件数（過年度分についても、同様の算出方法を用いた数値に統一）

(4) その他の対策

ア 監視カメラ等の貸与

平成25年6月から、不法投棄の事前防止を図るため、町内自治会等のごみステーションを管理する団体に対し、監視カメラ等の貸与を行った。（平成25年度：12台、平成26年度から24台の監視カメラを用意し貸与した。）

イ 不法投棄防止月間（6・12月）

市政だよりに不法投棄の未然防止対策や廃家電製品の処理方法等に関する特集記事を掲載した。また、環境事業所による夜間パトロールを強化するとともに、町内自治会と連携して巡回パトロールを実施した。

8 放置自動車の処理

放置自動車の処理については、「千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施している。

処理にあたっては、市民からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去させるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去処分している。

(単位：件)

年 度 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発 見 ・ 通 報	13	16	21	22	13
本 市 撤 去	2	5	1	0	3
自 主 撤 去	8	18	16	3	1

※1 発見・通報のあった年度を越えて撤去を実施している場合があるので、撤去件数と発見・通報件数は必ずしも一致しない。

※2 通報受付及び調査は、建設局において実施

9 犬・ねこの死体処理

犬・ねこの死体について、収集・運搬・処分を行った。

(単位：件)

年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
項目						
処理 件 数	有 料（私有地）	348	437	421	400	377
	無 料（公道等）	2,523	2,265	2,533	2,321	2,418
	合 計	2,871	2,702	2,954	2,721	2,795

10 廃棄物適正化推進員

平成5年10月1日から、地域のボランティアリーダーとして町内自治会単位に委嘱し、ごみの分別排出の徹底、減量・再資源化の普及・啓発を図る「廃棄物適正化推進員制度」を導入した。これは、平成5年4月1日に全面改正された条例を受けたもので、昭和60年2月より発足していた「清掃推進員制度」を基礎に発展的に移行させ、ごみ行政に対する協力体制の強化・改善を図るものである。

なお、廃棄物適正化推進員は地域で活動する自治推進員とこれを取りまとめる地区推進員とからなる。

(平成29年度)

廃棄物適正化推進員	地 区 推 進 員	49 人
	自 治 推 進 員	1,070 人
	合 計	1,119 人

また、廃棄物適正化推進員の役割の自覚と意識の高揚に資するため、各環境事業所共催により廃棄物適正化推進員研修会を実施した。

事業所名	研修会実施日	参加者数
中央・美浜環境事業所	平成29年10月14日	159 人
花見川・稲毛環境事業所	平成29年10月14日	157 人
若葉・緑環境事業所	平成29年10月14日	131 人
合 計		447 人

11 事業所ごみ対策事業

「資源循環型社会」の実現をめざして、ごみの発生の抑制と再資源化などの徹底をスローガンに、平成5年4月に条例を全面改正し、「千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を施行（事業所ごみに関する部分については9月施行）した。この条例で、市・事業者・市民の三者の役割・責任を明確にし、三者の協力体制によるごみの減量・再資源化とともに、とくに事業者には大きな責務と努力目標を規定している。

平成10年8月1日から、事業者の自己処理責任の徹底、ごみ量に応じた排出者間の負担の公平性確保等

を図るため、「事業所ごみ10kg未満」特例措置を廃止し、全面有料化に移行した。その後、平成19年4月と平成28年4月の2回に渡り一般廃棄物処理手数料を改定した。

事業用大規模建築物（多量排出事業所）の所有者に対しては、その建築物で発生するごみの減量・再資源化及び適正処理の推進を図るため、①一般廃棄物の保管場所の設置、②廃棄物管理責任者の選任、③減量計画書の提出等を義務付け、義務を履行しない場合の「改善勧告」、「公表」及び「受入拒否」を定めている。また、事業者に対しては、製品の開発・製造・流通・販売の各段階において、ごみの排出抑制や再利用、さらに包装・容器等の回収への努力等を規定している。

なお、事業所のごみ対策として、平成29年度は次の事業を実施した。

（１）事業用大規模建築物の所有者への調査・指導

（平成29年度）

建築物区分	大規模小売店舗	延床面積 3,000㎡以上	計
棟数	138	360	498

※１ 平成12年５月に大規模小売店舗の基準を改正

※２ 上記建築物を対象として立入調査等を実施（192件）

（２）一般事業所への指導

ア ごみ適正排出監視事業

事業所ごみの不適正排出の多い家庭ごみステーションを監視し、違反者に対して注意、適正処理を促した（15か所実施）。

イ 事業者への適正処理制度の周知等

新規事業者へ適正処理制度の周知を図るため、事業所ごみの適正処理に関するガイドブックの配布及び排出状況調査を実施した（381事業所）。

なお、事業所ごみの排出方法に対する苦情等についても、リーフレットによる現地指導や、文書指導を実施した（91件）。

ウ 食品衛生講習会における説明

食品営業者を対象として、千葉市保健所（主催：千葉市食品衛生協会）で、毎月開催される食品衛生講習会において、事業所ごみの減量化・再資源化及び適正処理について説明した（24回実施、延べ参加者数 1,102人）。

(3) 搬入物検査

清掃工場に事業所ごみを搬入する車両を無作為に選び、搬入物検査を実施し、清掃工場に搬入される事業系ごみの資源物や受入不適物の混入を防いでいる。

(単位：台)

年 度 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
検 査 台 数	20,017	18,122	18,356	15,032	13,667
不 適 正 台 数 (うち持ち帰り台数)	339 (232)	277 (196)	263 (211)	203 (151)	194 (116)

※1 不適正台数とは、搬入物に資源物や搬入不適物が混入されていた台数